



経済産業省・補助事業

②中小企業及び小規模事業者「ものづくり・商業・サービス補助」

前号に引き続き、コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの補助事業についてご紹介いたします。特に、ものづくり・商業・サービス補助に関しては流通事業においてとても重要な分野になってくると思われまます。ステークホルダー(いわゆる利害関係者・・・具体的には、消費者(顧客)、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関等)においてコロナウイルスの感染が疑われる人材を雇用している利害関係者、またはコロナウイルスの影響を受けている事業者と取引がある場合はその生産ラインの新設や増設に関する補助を受けられるというものです。

流通事業に関わらず、ものづくり大国の日本においては重要なポイントです。現状のマーケットはコロナウイルスの影響を受けて、これまでの傾向以上に「モノからコトへ」と、消費構造の変化が起きています。補助事業が出てきているとはいえ、ものづくりについての対応・対策を行うだけでなく、今後の生産の考え方・マーケットの動きを今一度鑑みて新たな展開を進めていくことを推奨いたします。

<確認しておきたいポイント>

1. 補助事業を活用する際には、マーケット状況を鑑みて申請すること
2. 補助事業の申請タイミング(締切時期)に注意しておくこと
3. コロナウイルスの影響を受けているステークホルダーの状況確認しておくこと

新製品開発やサービス創設を、唐突に発案し、補助が受けられるからと、補助を受けることが先行しているだけの申請についてはオススメしません。今回のコロナウイルスによる市場状況の変化も今後の教訓として、常日頃から事業計画にリスクヘッジを検討しておくことが求められます。

災害対策にシフトしていた事業計画ですが、インフラや事業そのものの存続についても視野を広げていかなければならない時代になってきました。

	通常枠	特別枠
ものづくり・商業・サービス補助 新製品・サービス・生産プロセスの 改善に必要な設備投資等を支援	補助上限：1000万円 補助率 中小 1/2、小規模 2/3	補助上限：1000万円 補助率 中小 2/3 小規模 2/3

※ものづくり補助：特別枠で採択されなかった事業者は、通常枠で再度審査、加点措置を講じる

■特別枠の申請要件（前号に引き続き再掲）

【申請要件】 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

■補助事業活用例

- 部品の調達困難になり、自社で内製化を図る為、設備投資を行う
- 感染症の影響のある取引先から新たな部品供給要請を受け、生産ラインを新設・増設
- 中国の自社工場が操業停止となった為、国内に拠点を移転する

公募2次締切

申請開始	4月20日（月）17時
申請締切	5月20日（水）17時

※2次締切後も申請受付を継続

令和2年度内では8月（3次）11月（4次）

令和3年2月（5次）に締切りを設け、

申請を審査し採択発表を行う（制度内容・予定変更有）

公募が締め切られた後にもまだ、3次・4次と補助が予定されています。特別枠の補助率について、小規模事業者は通常枠と変わりありませんが、このコロナウイルス影響下においては十分に国の支援の内容を理解し、活用できそうなものに関しては率先して導入していくことを推奨いたします。

【ものづくり・商業・サービス補助、問い合わせ先】
ものづくり補助金事業局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

